

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定により指定した収納取扱金融機関について、次のとおり指定事項を変更したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月23日

飯塚市企業管理者 石田 慎 二

1 指定の取消し

- (1) 対象金融機関名 株式会社 十八親和銀行
- (2) 指定取消年月日 令和8年3月31日

2 指定事項の変更

- (1) 対象金融機関名 横浜幸銀信用組合
- (2) 指定事項変更年月日 令和8年4月1日
- (3) 変更事項 公金収納の窓口取扱店舗を国内全店舗から飯塚支店のみとする。